

令和5年度 第1回草津市地球温暖化対策推進本部会議 (R5.7.28)での主な意見および対応

| No | 意見、指摘事項 | 回答、対応方針 |
|------------------------|--|--|
| ●報告事項1 | 令和4年度草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実績について | |
| ●報告事項2 | 令和4年度草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実績について | |
| ●報告事項3 | 令和4年度ゼロカーボンシティくさつ推進事業の実績について | |
| | (意見なし) | |
| ●報告事項4 | 令和5年度草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組について | |
| ●報告事項5 | 令和5年度ゼロカーボンシティくさつ推進事業の取組について | |
| 1 | LED 調査は今年度のいつまでに行うのか、また、来年度以降のスケジュールは？ | 調査は、今年度1月末までを調査期限としている。スケジュールとしては、R6に予算要求し、R7以降に導入を検討しているが、緊急性など必要に応じてR6導入も検討していく。導入に向けての優先順位について幹事会や本部会議にて議論していただくことを予定している。 |
| 2 | 教育委員会としては、小中学校で換気をしながら空調を使用するということは今後も続く想定をしていることから、教育委員会へのLED導入を優先的に検討いただきたい。 | ご意見を踏まえ検討する。 |
| 3 | 省エネ法の観点では、教育委員会は、換気をしながら空調を使用するということが原因と記載があるが、第二給食センターの稼働の影響も大きいのであれば、そのことも記載すべきでは。 | 資料について修正する。 <u>(修正後、本部員にメール連絡する。)</u> |
| ●報告事項6 脱炭素先行地域への応募について | | |
| 4 | 本市のモデル性というのは何か？ | <ul style="list-style-type: none"> ・米原市は、耕作放棄地に太陽光パネルを設置するが、本市では営農中の農地にパネルを設置するものである。 ・第4回目の公募において加点要素に加わっている「生物多様性保全」という観点で、琵琶湖の水草に焦点を当て、これを炭化し堆肥化するという点にモデル性がある。 |
| 5 | 4ページの資料中、「キーワード」と「取組規模」の連携が取れていない気がする。(意見)立命館大学のキャンパス内に発電施設を作るとのことか。 | 4ページの資料は精査させていただく。キャンパス内に発電施設を作ると聞いている。 |
| 6 | 仮に不採択であっても、提案にある関係機関との連携による循環型システムの取組は良いことであると思うので、出来ることはどんどんやっていったほうがいいと思う。 | 先行地域として不採択であっても、農業に関する部分については、農林省の交付金メニューもあることから、それも視野に入れていきたい。 |

| | | |
|----|--|--|
| 7 | 水草の事業については県事業である。市が実施主体になるものではない。 | (意見) |
| 8 | 連携体制図に WEF とあるが、なぜこの事業者と連携するのかという整理はできているのか？ | WEF という事業者は、堆肥化を進めている県内の事業者であり、特許も取得されていることから、随契事業者として今回の提案内容に含めている。 |
| 9 | 立命館大学のバイオマス発電施設の建設について、法的な整理ができているか。 | 具体的にはこれからである。 |
| 10 | 農業残さを運ぶことについては、廃棄物という扱いにはならないのか。(廃棄物処理法に抵触しないのか。) | 県の水草も有価物という扱いであり、それと同様の扱いである。(廃棄物処理法には抵触しない。) |
| 11 | 再エネを浄水場に導入することで電気代が上がると、利用者負担が増えることにつながることから、金額面については事前の協議をお願いしたい。 | 承知した。 |